

(株) 歓喜旅行サービスからのご案内

(社福) 大阪障害者自立支援協会 平成29年度 第3回レクリエーション

伊勢神宮（内宮）とおかげ横丁を訪ねて

今年度第3回目のレクリエーションは、平成25年10月に20年に1度の式年遷宮を終えた伊勢神宮を訪ねます。

伊勢かぐらばリゾート「千の杜」で素敵なお昼を楽しんでいただいた後、お伊勢さんへ！！

五十鈴川に架けられた宇治橋を渡り、2000年の時を越えて古代のたたずまいを今に伝える千古の森に囲まれた皇大神宮（こうたいじんぐう《内宮》）を参拝していただきます。

また、江戸時代のおかげ参りの頃の伊勢の様子を再現したおかげ横丁を散策していただきます。

*車いすの方は、本宮の階段下での参拝となります。

なお、この旅行は（社福）大阪障害者自立支援協会とのタイアップ旅行です。

>>>振込口座が変更されておりますのでご注意願います<<<

日 時	: 平成30年3月25日（日） 午前7時45分集合（雨天決行）
旅行代金	: 1人 5,000円 【付き添い1人まで同額 2人目からは、7,000円（子供も同じ）】
集合場所	: 《A》大阪府ITステーション前（地下鉄「四天王寺前」駅下車北へ徒歩2分） 《B》大阪府障がい者社会参加促進センター ※注意：車いす使用者は原則として《B》促進センターから乗車します。
定 員	: 200名（定員に達し次第締め切らせていただきます。悪しからずご了承下さい。）
申込方法	: 下記の申込用紙に記入し、大阪障害者自立支援協会まで郵送またはFAXでお申し込み下さい。 参加が確定した方には、協会より通知します。 通知を受け取られた後、下記振込先へ、すみやかに参加費をお振込みください。 （参加が確定した方の申込書は、株式会社 歓喜旅行サービスに取次ぎます。）
申込期間	: 平成30年2月22日（木）～平成30年3月9日（金）※申込期間以前は受付できません。
申込先	: 〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町5番33号 大阪府障がい者社会参加促進センター内 社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会 レクリエーション係 TEL: 06-6775-9115 (FAX: 6775-9116)
振込先	: 力) カンキリョコウサービス 三菱東京UFJ銀行 あびこ支店 普通 0207135 ※3月9日(金)までにご入金ください。(振込み手数料はご負担下さいますようお願いいたします。)
注意事項	: 1 時間には遅れないこと、遅れた場合は待たずに出発します。 2 指示には従うこと、自由行動は決められた範囲でお願いします。 3 昼食の飲み物代、追加注文は自己負担とします。

～行程表～

8:00 大阪各地出発 ⇒ 高速経由 ⇒ 9:20～9:35 名阪上野ドライブイン（休憩）⇒11:10～12:30 千の杜（昼食）
⇒ 12:55～14:55 伊勢神宮内宮&おかげ横丁（散策・ショッピング）⇒高速経由 ⇒16:25～16:40 名阪上野ドライブイン（休憩）⇒18:00 頃大阪各地到着

☆上記行程には添乗員が同行いたします。 ☆食事：朝食×／昼食○／夕食×

申 込 書

氏 名	〒	住 所	TEL・FAX	年齢	性別	種別・等級	付 添	車椅子
							有・無	有・無
							有・無	有・無
							有・無	有・無

※1 付添がおられる方は、必ず[有]に○を記入して下さい。付添者・介護者についても必ず申込書に記入してください。

※2 車椅子に乗ってこられる方は、必ず[有]に○を記入して下さい。

①下記のあてはまる障がい等の記号に○を記入してください。

ア 肢体 イ 聴覚 ウ 視覚 エ 内部 オ 知的 カ 精神 キ 盲ろう ク 介護者

②車いすの方で、促進センターへ車で来られる方は車種・車番を記入して下さい。

車種	車番
----	----

旅行条件＜要約＞

お申込者には詳しい旅行条件を説明した書面をお送りしますので、ご確認ください。本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

この旅行は、株式会社 歓喜旅行サービス（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容および別途お渡しする旅行条件書、確定書面（クーポン類または最終日程表）ならびに当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

1. お申し込み方法と旅行契約の成立

(1)所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、お申込みください。

※定員の200名を超えた場合は、お申込をお断りさせていただきます。

参加者が確定しましたら、通知いたします。

通知の確認後、おもて面記載の口座まで申込金をお振込ください。

※申込金は旅行代金、取消料または違約料の一部または全部として取扱います。

(2)旅行契約は、当社が締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

2. 申込金(お1人様につき)

申込金： 5,000円【付き添い1人まで同額 2人目からは、7,000円（子供も同じ）】

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

当パンフレットに記載した旅行の交通費、食事代等およびその消費税等諸税相当額が含まれています。

これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

行程に含まれない交通費、飲食費等ならびに個人的性質の諸費用は含まれていません。

また、この旅行には大阪障害者自立支援協会が国内旅行傷害保険をサービス付保しています。

4. 旅行契約の解除

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

なお、取消日とは、お客様が当社またはお申込店の営業日・営業時間内に旅行契約を解除する旨をお申し出いただいた日とします。

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

●旅行条件：旅行代金の基準：裏面の旅行条件は平成30年1月1日を基準としています。旅行代金は平成30年1月1日現在有効な運賃・料金・規則を基準として算出しています。

●お申込人数から一部の人数を取消される場合も、旅行代金に対してお1人様につき上記の取消料の対象となりますので、あらかじめご了承ください。

5. 最少催行人員

参加者が30名を下回った場合は、催行中止とさせていただきます。

※お客様の数が契約書面に記載した最少催行人数に達しなかったときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに、旅行の中止をご連絡します。

～旅行の企画・実施についての問合せ～

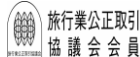
（株）歓喜旅行サービス 担当：合田 大輔（ごうだ だいすけ） 総合旅行業務取扱管理者：吉村 実

大阪府知事登録旅行業第2種－1319号・一般社団法人全国旅行業協会正会員

〒558-0011 大阪市住吉区苅田3-12-16

TEL 06-6691-0088 （FAX 06-6691-0089）

営業日・営業時間／月～金 10:00～18:00 （休業日：日・祝日）



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

～社会参加活動等についての問合せ～

社会福祉法人 大阪障害者自立支援協会（旅行申込先に同じ）